

第164期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月17日(金曜日)
午前10時

場所

京都市右京区梅津南広町8番8
当社 日新アカデミー
研修センター 大研修室

<新型コロナ禍対応に関するお知らせ>

同封の「株主総会での新型コロナ禍対応策へのご協力依頼」をご確認ください。

<株主総会ライブ配信のご案内>

当日ご来場いただけない株主様にも株主総会の模様をご覧いただけるよう、インターネットでライブ配信いたします。
詳細は5頁をご確認ください。

目次

第164期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使方法についてのご案内	2
インターネット等による議決権行使のご案内	3
株主総会ライブ配信のご案内	5
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
(提供書類)	
事業報告	9
連結計算書類	33
計算書類	36
監査報告書	39
株主総会会場ご案内図	

株主総会ご出席の株主様へのお土産はございません。
ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

書面又はインターネット等による議決権行使期限
2022年6月16日(木曜日) 午後4時50分まで

株 主 各 位

2022年5月30日
(証券コード 6641)
京都市右京区梅津高畝町47番地
日新電機株式会社
代表取締役 松 下 芳 弘
社 長

第164期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当社の第164期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

(本株主総会にご出席の場合は、同封の「議決権行使書用紙」を総会受付にご提出いただきますようお願い申しあげます。)

当日ご欠席の場合は、次頁の「議決権行使方法についてのご案内」に記載の「議決権行使書用紙の郵送」または「インターネット等の利用」(スマート行使ふくむ)のいずれかの方法により、議決権を行使できますので、後記の「株主総会参考書類」(6頁から8頁まで)をご高覧のうえ、「2022年6月16日(木曜日)午後4時50分まで」に議決権をご行使いただきますよう、お願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月17日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 京都市右京区梅津南広町8番8
当社 日新アカデミー研修センター 大研修室
(本「招集ご通知」の末尾の「株主総会会場ご案内図」をご確認ください。)

3. 目的事項 報告事項

1. 第164期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告・連結計算書類の内容並びに会計監査人・監査役会の連結計算書類監査結果の報告の件
2. 第164期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件

以 上

インターネットによる開示について

法令及び当社定款第18条の規定に基づき、次の(1)～(3)の事項については、当社ホームページ (<https://nissin.jp/>) に掲載していますため、本「招集ご通知」に記載しておりません。

- (1) 事業報告の内の「当社の会社法に基づく内部統制システムの構築に関する基本方針並びにその運用状況の概要」
- (2) 連結計算書類の内の「連結注記表」
- (3) 計算書類の内の「個別注記表」

なお、上記(1)は、監査役が監査報告書を作成するに際して、事業報告の一部として、あわせて監査を受けています。

また、上記の(2)及び(3)は、監査役及び会計監査人が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として、あわせて監査を受けています。

万一の修正内容の通知方法について

本「招集ご通知」内の「株主総会参考書類」並びに提供書類(事業報告・連結計算書類・計算書類)の内容について、万一、本株主総会の前日までに修正すべき事項が生じた場合は、当社ホームページ (<https://nissin.jp/>) 上への掲載または書面の郵送により、ご通知いたします。

また、上記の「インターネットによる開示について」内の(1)～(3)の内容について、万一、本株主総会の前日までに修正すべき事項が生じた場合は、当社ホームページ (<https://nissin.jp/>) 上への掲載により、ご通知いたします。

議決権行使方法についてのご案内

〔株主総会にご出席の場合〕



開催日時 2022年6月17日(金曜日) 午前10時

「議決権行使書用紙」を会場受付へご提出ください。(ご捺印は不要です。)

〔株主総会にご欠席の場合〕



「議決権行使書用紙の郵送」による行使の場合

行使期限 2022年6月16日(木曜日) 午後4時50分到着分まで

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

「インターネット等の利用」による行使の場合

行使期限 2022年6月16日(木曜日) 午後4時50分まで

次の①・②の方法がありますので、当社指定の議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

①「スマート行使®」(QRコードを読み取る方法)

②「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」

なお、詳細は本「招集ご通知」の3頁・4頁をご確認ください。





インターネット等による議決権行使のご案内

行使期限 2022年6月16日（木曜日）午後4時50分入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使[®]」



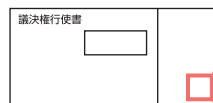
議決権行使が簡単に！

「スマート行使[®]」対応

スマートフォン、タブレット端末等により、議決権行使コード・パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにごログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



※議決権行使書用紙はイメージです。

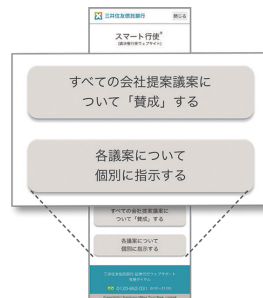


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使[®]」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが4頁をご確認いただき、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。



議決権行使コード・パスワードを入力する方法

▶ アクセス手順

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセス

<https://www.web54.net>

[アクセス用QRコード] ▶



2. 議決権行使コードを入力しログイン

3. パスワードを入力

4. 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使はパソコン、スマートフォン、携帯電話等から議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードとパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

□ インターネット等による議決権行使は、**2022年6月16日(木曜日)午後4時50分入力完了分まで**となります。

(議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。)

□ インターネットをご利用いただく際のプロバイダ・通信事業者への料金(接続料金など)は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

※「議決権行使書用紙の郵送」と「インターネット等の利用」により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたもののみを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による
議決権行使に関する
お問い合わせ

インターネット等による議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますよう、お願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル ☎ 0120-652-031 (受付時間: 午前9時~午後9時)

その他のご照会 ☎ 0120-782-031 (受付時間: 平日午前9時~午後5時)

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

LIVE



株主総会ライブ配信のご案内

当日ご来場いただけない株主様にも株主総会の模様をご覧いただけるよう、以下のとおりインターネットでライブ配信いたします。

1 以下のウェブサイトアクセスしてください。

公開日時

2022年6月17日（金曜日）午前9時30分より
（株主総会は午前10時より開始いたします。）

(QRコード)



配信ウェブサイトURL

<https://6641.ksoukai.jp>

2 株主ID及びパスワードを入力する画面が表示されますので、以下の株主ID及びパスワードをご入力ください。

株主ID

お手元の議決権行使書用紙に記載されている**株主番号**（9桁の数字）
※議決権行使書用紙ご返送の前に**株主番号**をお控えください。

パスワード

株主様のご登録住所の**郵便番号**（ハイフンを除いた7桁の数字）

3 画面上の注意事項にご同意いただき、「視聴する」ボタンをクリックし、ご利用ください。

<ライブ配信ご視聴にあたっての注意事項>

- ライブ配信をご視聴される株主様は、当日会場にご出席いただく場合と異なり、当日の決議にご参加いただくことができません。郵送またはインターネット等により事前の議決権行使をお願い申し上げます（2頁から4頁をご確認ください）。また同様に、当日の審議の際にご質問及びご意見を承ることができませんので、ご注意ください。
- ご使用のパソコン及びインターネットの接続環境ならびに回線の状況等により、ご視聴いただけない場合があります。
- ご視聴いただく場合の通信料金等は株主様のご負担となります。
- 撮影、録画、録音、保存及びSNS等での公開はご遠慮ください。
- 株主ID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- ご出席される株主様のプライバシーに配慮いたしまして、中継の映像は議長席及び役員席付近のみとさせていただきます。
- インターネット環境や機材トラブルその他の事情により、やむを得ずライブ配信ができない、または中断する場合があります。

ライブ配信に関する
お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、以下の窓口へお問い合わせください。

株主番号及びパスワードについて

三井住友信託銀行株式会社
バーチャル株主総会サポート 専用ダイヤル

0120-782-041

受付時間：平日午前9時～午後5時

ライブ配信の視聴について

株式会社ブイキューブ

03-6311-4619

受付日時：6月17日（株主総会当日）

午前9時～株主総会終了まで

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

第164期末の剰余金の処分につきましては、後記の15頁（「事業報告」内）に記載の企業集団（連結）の業績結果を踏まえ、安定した配当の維持を基本に、今後の経営環境・業績見通しや配当性向・内部留保水準などを総合的に勘案し、普通配当を1株当たり18円（前期に比べ2円増配）とさせていただきたく存じます。

これにより、中間配当金（1株当たり18円）を含めました第164期の配当金の総額は、1株当たり年36円（前期に比べ4円増配）となります。

(1) 配当財産の種類

金 銭

(2) 株主各位への第164期末での配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり金18円
（普通配当）

その総額 1,923,740,694円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月20日（月曜日）

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第18条前段は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第18条後段は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示（現行定款第18条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分が変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 第12条～第17条 (条文省略) 第18条 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</u> <u>当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットで開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	第3章 株主総会 第12条～第17条 (現行どおり) (削 除)

(下線部分が変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>第18条（株主総会参考書類等の電子提供措置）</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第19条～第37条 (条文省略)	第19条～第37条 (現行どおり)
(新 設)	<u>附 則</u> <u>1. 変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除及び変更後定款第18条（株主総会参考書類等の電子提供措置）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条はなお効力を有する。</u> <u>3. 本附則は、施行日から6カ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

以 上

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団（当社グループ）の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

第164期（当期）のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、断続的に社会・経済活動が制限され、景気の回復は緩やかなものとどまりました。海外では、当社グループの主要市場である中国は、堅調な輸出に支えられ景気が回復しましたが、今後はゼロコロナ政策などの影響により、緩やかな景気減速が見込まれます。アセアン諸国では多くの国々がマイナス成長から回復しましたが、成長率にはばらつきが見られます。

当社グループが関連する主要市場の動向は次のとおりであります。

国内の電力会社向け市場は発送電分離に対応した機器や変電所の設備更新などが高水準に推移し、また、一般民需市場は電力設備の新設・更新の需要が堅調でした。

中国の電力機器市場においては、電力投資の強化という政府方針に基づき、当社グループが注力している超高压送電分野の投資が継続しました。

ビーム・プラズマ事業の市場では、主力のイオン注入装置の需要は高精細・中小型FPD（フラットパネルディスプレイ）及びSiC（シリコンカーバイド）パワー半導体メーカーの積極的な設備投資により拡大し、電子線照射装置は堅調であり、自動車部品向け等のファインコーティングサービスの需要も回復を見せました。

タイ・ベトナム・ミャンマーで展開している装置部品ソリューション事業の市場は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、一時的にロックダウンや生産調整等の影響を受けましたが、半導体製造設備の投資拡大の影響を受け、概ね好調に推移しました。

こうした中で、当社グループは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた経済活動が徐々に回復する中、市場動向や顧客ニーズに対応した製品やサービスの開発と市場投入、全社をあげてコスト競争力強化などの対策を積極的に推進してきました結果、当期の受注高は前期比14.6%増加の146,552百万円となりました。

受注高の事業セグメント別内訳は、「電力・環境システム事業」が94,095百万円（前期比0.2%増）、「ビーム・プラズマ事業」が46,171百万円（前期比66.5%増）、「装置部品ソリューション事業」が6,285百万円（前期比0.3%増）であります。

「電力・環境システム事業」の増加は国内一般民需の増加や中国・台湾の電力会社向けの増加によるもの、「ビーム・プラズマ事業」の増加は高精細・中小型FPD製造用イオン注入装置及び半導体製造用イオン注入装置の増加によるものであります。また、「装置部品ソリューション事業」の増加は国内向けの産業用装置・部品の製造受託の増加によるものであります。

売上高につきましては、前期比6.0%増加の132,128百万円となりました。

売上高の事業セグメント別内訳は、「電力・環境システム事業」が90,209百万円（前期比3.2%増）、「ビーム・プラズマ事業」が35,206百万円（前期比10.0%増）、「装置部品ソリューション事業」が6,712百万円（前期比28.2%増）であります。

「電力・環境システム事業」の増加は国内の電力会社向け及び官公庁向けの増加や台湾の電力会社向けの増加などによるもの、「ビーム・プラズマ事業」の増加は半導体製造用イオン注入装置及びアフターサービスの増加や自動車部品向けファインコーティングサービスの回復によるものであります。また、「装置部品ソリューション事業」の増加は国内向け及びアセアン向けの産業用装置・部品の製造受託の増加によるものであります。

営業利益は、「電力・環境システム事業」及び「ビーム・プラズマ事業」の増益により、全体で16,756百万円（前期比10.4%増）となりました。

特別利益につきましては、政策保有株式の一部売却により投資有価証券売却益

586百万円及び中国の子会社である日新意旺高科技（揚州）有限公司の譲渡完了に伴い事業整理損失引当金戻入額22百万円を計上しました。特別損失につきましては、固定資産の減損損失268百万円及びPCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理に必要となる環境対策費47百万円を計上しました。

以上を踏まえ、法人税等の計上を行った結果、親会社株主に帰属する当期純利益は11,881百万円（前期比8.2%増）となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当社グループの当期の設備投資については、当社での生産能力増強のためのガス絶縁開閉装置新工場の建設及び合理化を目的とした設備更新などに総額6,430百万円を実施しており、その資金については一部借入れを実施し、残額は自己資金を充当いたしました。

(3) 企業集団の中長期的な経営戦略と対処すべき課題

〔1〕 中長期計画「VISION2025」と各事業セグメントの事業展開

当社グループは、100年を超える歴史の中で培われた「事業の精神」に基づき、ステークホルダーとの確かな信頼関係構築を「行動の原点」として、多様な価値軸を持って企業活動を推進し、「社会と産業の基盤を支える企業活動を通じて、環境と調和し活力ある社会の実現に貢献する」というSDGs（持続可能な開発目標）にも通じる企業理念の実現を目指しております。

2021年4月にスタートした中長期計画「VISION2025」では、「多様な価値観が尊重され、チャレンジ意欲を持った活動ができる環境のもと、一人ひとりが社会に貢献していることを実感でき、確かな技術力で持続する未来を創造する企業グループ」に更に生まれ変わることを目指して、「日新一新」の合言葉のもと、全員参加でひと・組織・事業の変革に取り組んでおります。

脱炭素社会の到来や再生可能エネルギーを中心としたエネルギーの分散電源化、国内の少子高齢化や新型コロナウイルス感染症による働き方の多様化など、様々な社会変化をビジネスチャンスと捉え、SDGsを中核に据えた下記の成長戦略とそれを支える事業基盤強化に取り組み、2026年度以降の成長に向けた先行

投資も積極的に行い、持続可能な地球環境とあらゆる人々が活躍する社会の実現に貢献してまいります。

〔成長戦略〕

- ①環境配慮製品の拡大
- ②分散型エネルギー対応
- ③再生可能エネルギー対応
- ④DX（デジタルトランスフォーメーション）の製品・事業への適用
- ⑤新興国環境対応需要の捕捉
- ⑥EV（電気自動車）拡大に伴う事業拡大

2025年度の財務目標である売上高1,600億円、営業利益200億円、ROA（総資産営業利益率）・ROE（自己資本利益率）いずれも10%超の達成に向け、各事業セグメントにおいて次の施策に取り組んでおります。

■ 電力・環境システム事業

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、環境重視の経済政策により加速しようとしている電力エネルギー関連市場の大きな変化に対応するため、当社の強みである電力系統連系技術や特別高圧分野の技術を活用し、AI・IoTの機能を付加した環境配慮型エネルギーソリューションであるSPSS[®]（スマート電力供給システム）の更なる拡大を図ります。

- ・省エネ・省スペースの環境配慮型受変電システム、次世代電力ネットワーク向け電力系統安定化システム、エネルギーの地産地消のための分散型電源制御システム、再生可能エネルギーシステムなどを電力会社・民間工場・水処理場・高速道路などの顧客用途に対して積極的に提案してまいります。
- ・大規模プロジェクトが計画されている風力発電については、世界トップクラスの送電ケーブル技術を保有する親会社の住友電気工業株式会社と一体となり、定評ある当社の系統解析技術により電力品質安定化に貢献するSPSS風力発電パッケージシステムを拡販していきます。
- ・DXを活用したリカーリング（循環）モデルの構築を図り、堅調な既設電力設備の更新需要の取り込みに努めてまいります。

■ ビーム・プラズマ事業

当社グループの強みであるビーム・プラズマ技術の特徴を活かし、事業を推進します。

- ・ FPD製造用イオン注入装置については、パネルメーカーのニーズに対応し大型イオン注入装置の開発を進めます。半導体製造用イオン注入装置については、半導体不足解消に向けた旺盛な設備投資への対応や急速なEV化の進展などに伴い需要が本格化しつつあるSiCパワー半導体向け装置を中心に拡販に取り組めます。
- ・ 電子線照射装置については、顧客のニーズにマッチした新装置を拡販し、また、環境に配慮した装置の開発や環境改善につながるプロセスを提供してまいります。
- ・ ファインコーティング事業については、DLC（ダイヤモンドライクカーボン）コーティングのEV用部品や風力発電用部品などへの用途開発を進め、DXを用いた事業運営により売上拡大を図ってまいります。

■ 装置部品ソリューション事業

電力機器製造で培ってきた金属加工技術を活かし、タイ・ベトナムを主力拠点として成長してきた装置・部品の製造受託事業を、国内外4拠点のものづくり力の特徴とこれまでに蓄積した経験・ノウハウを活かし、グローバルな顧客のニーズにマッチした装置・部品製造に関するソリューション事業として成長させます。

〔2〕 企業理念の実現によるサステナビリティへの取り組み

当社グループは企業理念の実現により、サステナビリティの推進を図るべくマテリアリティ（重要課題）を決定し、VISION2025の中核に据えたSDGsへの取り組みを強化します。中でも地球環境問題への貢献を経営の最重要課題の一つと位置づけ、当社グループの事業が環境に与える影響を評価し継続的な改善に努めており、中長期目標として2030年度での温室効果ガス排出量をScope1+2で35%削減、Scope3で30%削減（何れも2018年度比）と設定し、国際的なイニシアチブであるSBT（Science Based Targets）の認証を2021年6月に取得し

ました。TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の提言にも賛同し、気候変動に係るリスクと収益機会を特定し対応を進めてまいります。

（注）

Scope1：自社の事業活動で直接排出する温室効果ガス（燃料の燃焼、生産プロセス）

Scope2：供給されたエネルギーの使用に伴い間接排出する温室効果ガス（電気、熱・蒸気）

Scope3：Scope1、Scope2以外の間接排出する温室効果ガス（原料調達、製品使用等）

また、人的資本・知的財産への投資を積極的に進めると共に、人権を尊重し、多様性を重視した安全で働きやすい職場への変革に取り組んでおり、国籍やジェンダーの相違、障がいの有無を問わず一人ひとりの可能性や成長を後押しし、誰もが活躍できる風土を構築します。

新型コロナウイルス感染症の業績への影響は比較的軽微であったものの、変異株の出現による感染再拡大や中国のゼロコロナ政策などの影響が懸念され、またウクライナ情勢による世界経済への悪影響も徐々に拡大しており、半導体不足を始めとした部材の長納期化や素材価格の高騰に更に拍車をかける恐れがあります。経営環境は予断を許さない状況ではありますが、当社グループは全社員が一丸となってこの難局を乗り越え、持続的成長と企業価値の向上に向けて全力を尽くす所存でございます。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

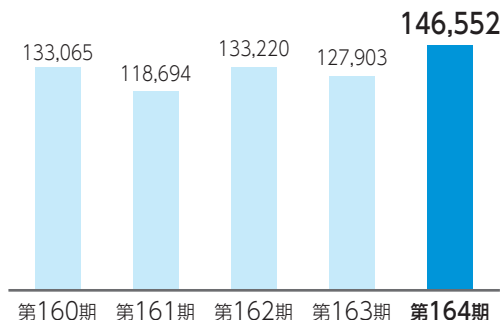
① 企業集団（当社グループ）の財産・損益の状況推移

期 間 区 分	第160期 (2017年度)	第161期 (2018年度)	第162期 (2019年度)	第163期 (2020年度)	第164期 (2021年度) [当 期]
受 注 高 (百万円)	133,065	118,694	133,220	127,903	146,552
売 上 高 (百万円)	127,003	126,187	117,500	124,663	132,128
営 業 利 益 (百万円)	16,030	16,444	11,478	15,171	16,756
経 常 利 益 (百万円)	16,162	16,767	11,650	15,143	16,634
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	11,840	12,445	8,432	10,978	11,881
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	110.79	116.45	78.90	102.73	111.17
純 資 産 (百万円)	103,812	110,643	113,415	123,861	134,687
総 資 産 (百万円)	153,578	162,426	162,730	180,410	195,287
ROA<総資産営業利益率> (%)	10.4	10.4	7.1	8.8	8.9
ROE<自己資本利益率> (%)	12.4	11.9	7.7	9.5	9.4

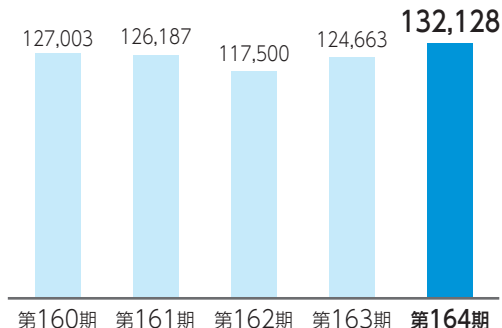
- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数により算出しています。
 なお、当該株式総数については、自己株式数を控除した株式数を用いています。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第161期の期首から適用しており、当社グループの第160期の総資産・ROAについて当該会計基準等を遡って適用した後の数値としています。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日公表分）等を第163期の期首から適用しています。

[ご参考] 連結業績の推移

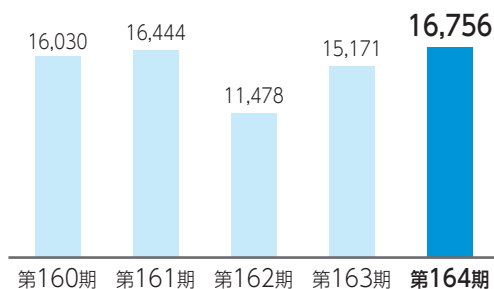
■ 受注高 (百万円)



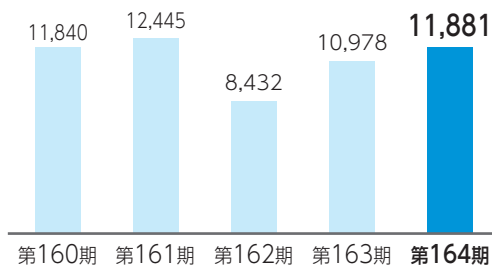
■ 売上高 (百万円)



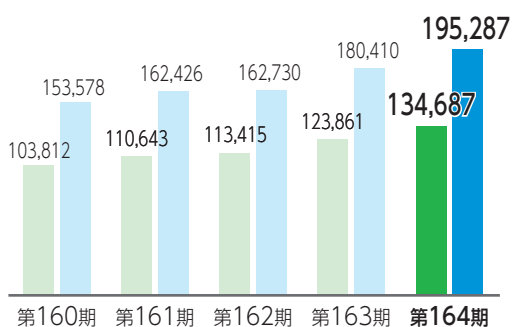
■ 営業利益 (百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)

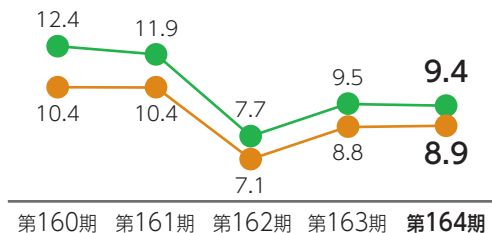


■ 純資産 (百万円) / ■ 総資産 (百万円)



● ROA <総資産営業利益率> (%)

● ROE <自己資本利益率> (%)



② 当社の財産・損益の状況推移

区 分 \ 期 間	第160期 (2017年度)	第161期 (2018年度)	第162期 (2019年度)	第163期 (2020年度)	第164期 (2021年度) [当 期]
売 上 高 (百万円)	64,657	71,112	72,112	73,958	75,395
営 業 利 益 (百万円)	4,833	7,451	6,880	8,192	8,255
経 常 利 益 (百万円)	10,630	11,540	10,803	10,357	11,919
当 期 純 利 益 (百万円)	9,764	9,775	8,624	8,222	9,549
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	91.36	91.47	80.70	76.93	89.35
純 資 産 (百万円)	71,408	76,340	80,959	84,542	90,061
総 資 産 (百万円)	111,461	119,779	119,463	133,628	145,659

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数により算出しています。
 なお、当該株式総数については、自己株式数を控除した株式数を用いています。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第161期の期首から適用しており、当社の第160期の総資産について当該会計基準等を遡って適用した後の数値としています。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日公表分)等を第163期の期首から適用しています。

(5) 当社の重要な親会社及び子会社の状況 (2022年3月31日時点)

① 親会社の状況

会社法第2条第4号・会社法施行規則第3条に基づく当社の親会社は、住友電気工業株式会社1社であり、同社は当社株式を54,991,175株〔当社への持株比率(当社名義の自己株式数を控除したうえ算出)51.45%、議決権比率51.46%〕保有しており、当社は住友電気工業株式会社の連結子会社であります。

当社と親会社である同社との主な取引としては、当社は同社に受変電設備を、同社は当社に電力用ケーブルを、それぞれ販売しています。

② 親会社との間の取引に関する事項

a. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

上記(5)①に記載の親会社である住友電気工業株式会社との取引の条件について、一般的な市場での条件を勘案し親会社以外との取引条件と著しく相

違しないように留意して、公正かつ適正に決定しています。

b. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社グループの経営方針や事業展開などに係る意思決定に当たっては、親会社からの一定の独立性を確保し当社の取締役が独自の経営判断に基づき行っています。

親会社との取引を行う際における少数株主保護の方策の一環として、独立社外取締役及び独立社外監査役で構成する親子取引審議委員会を2021年11月26日付けで設置し、親会社と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為については、同委員会で審議・検討を行ったうえで取締役会に付議しています。取締役会はそれに基づき、親会社との取引が適切な取引条件により行われており、当社や少数株主の利益を害することはないものと判断しています。

c. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

③ 重要な子会社（11社）の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
日新イオン機器株式会社	百万円 1,500.0	% 100.00	半導体製造用イオン注入装置・FPD製造用イオン注入装置の開発、設計、製造、販売、据付工事・調整、改造及びアフターサービス
株式会社NHVコーポレーション	百万円 300.0	100.00	電子線照射装置の開発、設計、製造、販売、据付工事・調整及びアフターサービス、並びに電子線照射サービスの受託
日本アイ・ティ・エフ株式会社	百万円 310.0	51.00	ファインコーティングサービスの受託並びにファインコーティング装置の開発、設計、製造、販売、据付工事・調整及びアフターサービス
株式会社日新システムズ	百万円 30.0	100.00	ソフトウェアの開発・販売

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
日新電機タイ株式会社	百万バーツ 335.0	% 99.63	産業用装置・部品の設計、製造及び販売、電力用機器の設計、製造、販売及びアフターサービス、各種受変電設備の販売、梱包機材の製造・販売、並びにファインコーティングサービスの受託
日亞電機股份有限公司	百万台湾元 300.0	68.00	ガス絶縁開閉装置の製造、販売及びアフターサービス、並びに当社の各種製品の台湾における販売代行
日新電機（無錫）有限公司	百万人民元 174.5	90.00	電力用コンデンサ、リアクトル、コンデンサ形計器用変圧器及び無効電力補償装置の製造、販売及びアフターサービス
北京宏達日新電機有限公司	百万人民元 65.0	85.00	ガス絶縁開閉装置の製造、販売及びアフターサービス
日新（無錫）機電有限公司	千米ドル 8,800.0	100.00	ガス絶縁開閉装置用の計器用変圧器・計器用変流器の製造・販売、並びにファインコーティングサービスの受託
日新電機ベトナム有限会社	千米ドル 7,674.0	99.92 <22.01> (注1)	産業用装置・部品の設計、製造及び販売、電力用機器の製造・販売、並びにファインコーティングサービスの受託
日新馳威輻照技術（上海）有限公司	千米ドル 3,700.0	100.00 <100.00> (注2)	電子線照射装置、高電圧電源システム及び高電圧試験装置の製造、販売、据付工事・調整及びアフターサービス

- (注) 1. 日新電機ベトナム有限会社の「当社の出資比率」欄内の< >中に、表内の当社子会社である日新電機タイ株式会社の出資比率を内数で示しています。
2. 日新馳威輻照技術（上海）有限公司の「当社の出資比率」欄内の< >中に、表内の当子会社である株式会社NHVコーポレーションの出資比率を内数で示しています。

④ 企業結合の経過

前記③内の日新イオン機器株式会社が100%出資する中国子会社の日新意旺高科技（揚州）有限公司の出資持分全てを、2021年7月23日付けで他社に譲渡しました。

⑤ 企業結合の成果

第164期末での当社の連結子会社数は、上記④の日新意旺高科技（揚州）有限公司の譲渡に伴い、前期末より1社減少の総計25社であります。また、持分法適用会社はありません。

第164期の当社の連結売上高は132,128百万円であり、前期に比べ7,465百万円の増加（前期比6.0%増）となり、また、親会社株主に帰属する当期純利益は11,881百万円であり、前期に比べ902百万円の増加（前期比8.2%増）となりました。

(6) 主要な事業内容（2022年3月31日時点）

当社グループは、電力・環境システム、ビーム・プラズマ、装置部品ソリューションの3つの事業分野にわたり、下表に記載の事業内容を行っています。

事業の種類	主要な事業内容
電力・環境システム事業	電力品質安定化や分散型エネルギーなど、環境に配慮した電力・環境システムに関するソリューション提供及び当該ソリューションを構成する製品の製造・販売、並びに工事・アフターサービスの提供
ビーム・プラズマ事業	ビーム・プラズマ技術を応用したイオン注入装置、電子線照射装置、ファインコーティング装置の製造・販売及び据付工事・アフターサービスの提供、並びに当該装置による注入・照射・コーティングの各サービスの提供
装置部品ソリューション事業	電力機器製造に関わる金属加工技術をベースに、ソリューション提案による産業用装置・部品の受託生産や、アセアン地域での現地ニーズに合った製品の開発・販売

(注) 2021年4月1日から、当社グループの中長期計画「VISION2025」のスタートに伴い、事業の種類（事業セグメント）を「電力機器事業」、「ビーム・真空応用事業」、「新エネルギー・環境事業」、「ライフサイクルエンジニアリング事業」の4事業より、上表の3事業に変更しています。

(7) 当社グループの主要な営業所・工場（2022年3月31日時点）

日新電機株式会社	本 社 工 場	京都市右京区
	そ の 他 の 営 業 所	東京支社（東京都千代田区）、関西支社（大阪市）、中部支社（名古屋市）、北海道支店（札幌市）、東北支店（仙台市）、中国支店（広島市）、四国支店（高松市）、九州支店（福岡市）、沖縄支店（那覇市）
	そ の 他 の 工 場	前橋製作所（群馬県前橋市）、久世工場（京都市南区）、九条工場（京都市南区）
日新イオン機器株式会社	本 社	東寺オフィス（京都市南区）
	滋賀事業所	滋賀県甲賀市
	久世事業所	京都市南区（当社久世工場内）
株式会社NHVコーポレーション	本 社 工 場	京都市右京区（当社本社工場内）
	前 橋 工 場	群馬県前橋市（当社前橋製作所内）
	九 州 工 場	佐賀県鳥栖市
日本アイ・ティ・エフ株式会社	本 社 工 場	京都市南区（当社久世工場内）
	前 橋 工 場	群馬県前橋市（当社前橋製作所内）
株式会社日新システムズ	本 社	京都市下京区
日新電機タイ株式会社	本 社 工 場	タイ パトムタニ県
日亞電機股份有限公司	本 社 工 場	台湾 桃園市
日新電機（無錫）有限公司	本 社 工 場	中国 江蘇省無錫市
北京宏達日新電機有限公司	本 社 工 場	中国 北京市
日新（無錫）機電有限公司	本 社 工 場	中国 江蘇省無錫市
日新電機ベトナム有限会社	本 社 工 場	ベトナム バクニン省
日新馳威輻照技術（上海）有限公司	本 社 工 場	中国 上海市

（注）第164期後の2022年4月4日に、日新電機株式会社の東京支社を「東京都千代田区神田和泉町1番地 神田和泉町ビル5階・6階」から「東京都千代田区神田錦町2丁目2番地 1 KANDA SQUARE 19階」に移転しています。

(8) 当社グループの従業員状況 (2022年3月31日時点)

事業の種類	従業員数
電力・環境システム事業	2,589名
ビーム・プラズマ事業	940名
装置部品ソリューション事業	1,351名
全社（共通）	502名
合 計	5,382名

- (注) 1. 上記の従業員は就業人員であり、その合計人数は前期末に比べ146名増加しています。
2. 上記のうち、当社の従業員状況については従業員数2,058名（前期末比20名増）、平均年齢43.3歳、平均勤続年数19.0年であります。その他、当社から当社外への出向者が、当社グループ会社への出向者を中心に245名おります。

(9) 当社グループの主要な借入先 (2022年3月31日時点)

借 入 先	借 入 額
株式会社三井住友銀行	727 百万円
株式会社みずほ銀行	553
三井住友信託銀行株式会社	280
株式会社三菱UFJ銀行	257
株式会社京都銀行	158
株式会社滋賀銀行	75

(注) 上記の銀行の借入額には、各行の海外現地法人からの借入額を含めています。

2. 当社の株式に関する事項（2022年3月31日時点）

(1) 発行可能株式総数 431,329,000株

(2) 発行済株式の総数 普通株式 107,832,445株

(3) 株主数 4,991名
(前期比827名減少)

(4) 大株主

会社法施行規則第122条に基づく「当社株式の持株比率が高い上位10名の株主」は次のとおりであります。

株 主 名	当社への持株状況	
	持 株 数	持株比率
住友電気工業株式会社	54,991 千株	51.45 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,928	7.42
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	5,866	5.49
関西電力株式会社	4,565	4.27
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	2,180	2.04
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE HCR00	1,653	1.55
住友生命保険相互会社	1,653	1.55
株式会社日本カストディ銀行（三井住友信託銀行再信託 分・株式会社ダイヘン退職給付信託口）	958	0.90
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	795	0.74
日本電気硝子株式会社	757	0.71

(注) 上記の持株比率は、当社名義の自己株式（957千株）を発行済株式の総数から控除したうえ算出しています。

3. 当社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会 長	齋 藤 成 雄	公益社団法人京都工業会副会長 株式会社京都環境保全公社取締役（社外取締役） 公益財団法人日新電機グループ社会貢献基金理事長（代表理事）
代表取締役 社 長	松 下 芳 弘	業務監査部、企画開発部、生産技術本部、研究開発本部、装置部品ソリューション事業統括部所管
常務取締役 (常務執行役員)	寺 本 幸 文	経営企画部、法務部、経理部、情報システム部、調達部所管 ビーム・プラズマ事業本部長
常務取締役 (常務執行役員)	小 林 賢 司	総務部、人事部、人材開発部、前橋製作所、営業推進室、高電圧大電力試験所、東京支社、中部支社、関西支社所管 電力・環境システム事業本部長 日新電機（無錫）有限公司董事長 公益財団法人日新電機グループ社会貢献基金常務理事
取締役 (社外取締役)	百合野 正 博	同志社大学名誉教授 学校法人同志社監事
取締役 (社外取締役)	平 林 幸 子	京都中央信用金庫相談役 京都府公安委員会委員 学校法人立命館理事・評議員
監 査 役 (常 勤)	植 野 正	
監 査 役 (常 勤)	明 石 直 義	
監 査 役 (社外監査役)	田 中 等	弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士・代表社員 ティカ株式会社取締役（社外取締役）
監 査 役 (社外監査役)	佐 伯 剛	公認会計士
監 査 役 (社外監査役)	松 原 洋 子	学校法人立命館理事・副総長 立命館大学副学長 立命館大学大学院先端総合学術研究科教授

- (注) 1. 当社の第163期定時株主総会（2021年6月18日）で、新たに松下芳弘、小林賢司の2氏が当社取締役を選任され、それぞれ就任しました。また、同株主総会終結の時をもって、代表取締役会長の小畑英明、代表取締役専務取締役の延昌秀の2氏が任期満了により当社取締役を退任しました。
2. 取締役のうち百合野正博、平林幸子の2氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、当該2氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に基づき、一般株主保護のため確保する独立役員であります。
3. 監査役のうち田中等、佐伯剛、松原洋子の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、当該3氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に基づき、一般株主保護のため確保する独立役員であります。
4. 監査役のうち植野正、佐伯剛の2氏は、次のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
- ①植野正氏は、当社において長年にわたり経理部を所管する取締役及び経理部長を務めました。
- ②佐伯剛氏は、長年にわたり公認会計士として会計監査に携わっています。
5. 第164期内で、前記の「(1)取締役及び監査役の氏名等」に関し、次のとおり一部変更しています。
- ①齋藤成雄氏は、2021年6月18日付けで代表取締役会長に就任し、同氏の業務監査部、企画開発部、生産技術本部、研究開発本部、装置部品ソリューション事業統括部の所管を解きました。また、同日付けで公益財団法人日新電機グループ社会貢献基金の理事長（代表理事）に就任しました。さらに、2021年6月8日付けで公益社団法人京都工業会副会長に、2021年6月17日付けで株式会社京都環境保全公社取締役（社外取締役）に、それぞれ就任しました。
- ②松下芳弘氏は、2021年6月18日付けで代表取締役社長に就任し、業務監査部、企画開発部、生産技術本部、研究開発本部、装置部品ソリューション事業統括部を所管しました。
- ③小林賢司氏は、2021年6月18日付けで常務取締役に就任し、総務部、人事部、人材開発部、前橋製作所、営業推進室、高電圧大電力試験所、東京支社、中部支社、関西支社を所管しました。また、同日付けで公益財団法人日新電機グループ社会貢献基金の常務理事に就任しました。
- ④京都府公安委員会の委員長を務めていた平林幸子氏は、2021年10月16日付けで同委員会の委員に就任しました。
6. 前記の取締役である常務執行役員以外の執行役員は、常務執行役員の天海秀樹、西川公人、川上重男並びに執行役員の長井宣夫、重田悦雄、田口徹也、渡邊克治、久保田圭司、筏達也、奥田朗人、新田和久、森口秀樹、大門剛、松本貴司、近藤正人の計15氏であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役の百合野正博、平林幸子並びに社外監査役の田中等、佐伯剛、松原洋子の計5氏と会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、当該責任限定契約に基づく賠償責任の上限額は法令に規定される最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は取締役、監査役と執行役員の全員を被保険者として、保険会社と役員等賠償責任保険契約を締結しています。当該保険の填補対象は、被保険者の会社業務遂行中の行為に対し、不当として株主代表訴訟や第三者からの損害賠償請求を受けた際、被保険者が負担する弁護士費用、訴訟費用や敗訴・和解時の賠償金、和解金などであります。但し、被保険者の犯罪行為や法令違反を認識しながら行った行為など保険契約上の免責事由に当たる行為については、当該保険で填補されません。当社は当該保険の保険料を全額負担しています。

(4) 当社の役員（取締役及び監査役）の報酬等

① 第164期に係る報酬等の額

区 分	報酬等の額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員 の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	262 (14)	189 (14)	72 (一)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	74 (19)	74 (19)	— (一)	5 (3)

- (注) 1. 上記の対象者は、会社法施行規則第121条に基づき、第164期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の間に在任していた当社の取締役・監査役の全員であり、第163期定時株主総会（2021年6月18日）終結時に任期満了により退任した取締役2名を含んでいます。
2. 上記の業績連動報酬は第164期における引当額となります。その算定基礎については、当社グループの持続的な企業価値向上に対する貢献度を測る指標として、後記（4）②i）に記載の指標を選定しています。
3. 非金銭報酬等は支給していません。

② 報酬等の決定に関する方針

i) 当社は、2021年2月26日の取締役会で、次のとおり、取締役の報酬等の決定に関する方針を決議して決定しました。

当社の取締役の報酬は、基本報酬と業績連動報酬で構成する。

取締役報酬の支払総額を株主総会（1992年6月26日開催の第134期定時株主総会）で承認決議された報酬額（月額50百万円）の枠内で決定する。

社外取締役への業績連動報酬は独立性を確保する観点から支給しないこととする。

基本報酬額は、役職位等ごとに当社が定める一定の基準に基づき、中長期的な観点も踏まえ、役割や責任度合い、担当領域の規模や複雑性・難易度などを勘案し決定する。

業績連動報酬額は、当社グループの業績、業績への貢献度合い、中長期計画の目標（連結売上高、連結営業利益、ROA・ROE）達成度合い、その他の実績などの業績をもとに総合的に決定する。

報酬に占める基本報酬額と業績連動報酬額の割合は、役職位や業績連動報酬額等により変動するが、上位の役職者ほど業績連動報酬の割合が高まる構成とする。また、基本報酬額と業績連動報酬額のいずれも月例支給とし、取締役としての在任中のみ支給する。

当社は2018年11月27日付けで「指名・報酬委員会」（代表取締役社長と社外役員5名＜社外取締役2名、社外監査役3名＞の計6名で構成）を設け、一層、客観性・透明性を確保するため取締役の報酬額につき「指名・報酬委員会」で審議し決議している。その決議を踏まえ、取締役会で代表取締役社長に一任することの承認決議を得たうえ、社長が各取締役の報酬額を決定する。

なお、当社グループの業績向上への意欲や士気を一層高めると共に、株主価値をより重視した経営を推進するため、社外取締役を除く取締役には、株式積立（株式累積投資）を通じた自社株の定期的な購入を推奨し、取締役在任中は保有自社株を継続して保有する。

ii) 当社の監査役の報酬はその全額を基本報酬とし、株主総会（2014年6月24日開催の第156期定時株主総会）で承認決議された監査役報酬の支払総額（月額8百万円）の枠内で、監査役の協議により決定されています。

③ 報酬等に係る株主総会決議に関する事項

取締役報酬の支給総額につき第134期定時株主総会（1992年6月26日）にて月額50百万円以内とする内容で、承認決議を得ており、同株主総会終結時点の取締役の総数は22名です。

また、監査役報酬の支給総額につき第156期定時株主総会（2014年6月24日）にて月額8百万円以内とする内容で、承認決議を得ており、同株主総会終結時点の監査役の総数は5名です。

④ 取締役の個人別報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役会は、「指名・報酬委員会」の決議を踏まえ取締役の個人別の報酬を決定することを代表取締役社長 松下芳弘氏（業務監査部、企画開発部、生産技術本部、研究開発本部、装置部品ソリューション事業統括部所管）に委任しております。その理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の具体的な評価を行うことに代表取締役社長が最も適任であると判断したためであり、その権限が適切に行使されるようにするため、取締役の報酬額につき、事前に「指名・報酬委員会」で審議し決議していることから、取締役会は当社の取締役の個人別の報酬等の内容は前記（4）② i）に記載の方針に沿うものであると判断しています。

(5) 当社の社外役員に関する事項

① 社外取締役・社外監査役の第164期での主な活動状況

i) 取締役会・監査役会への出席・発言状況

区 分	氏 名	取締役会・監査役会への出席・発言状況
社外取締役	百合野 正 博	第164期における当社の取締役会12回に全て出席しており、大学・大学院の教授（商学関係）としての経験・知識に基づき、主に経営全般につき監査・会計に係る専門性の観点から発言しています。
	平 林 幸 子	第164期における当社の取締役会12回に全て出席しており、金融機関の経営者の経験・知識に基づき、主に経営全般の健全性・合理性の観点から発言しています。
社外監査役	田 中 等	第164期における当社の取締役会12回・監査役会12回に全て出席しており、弁護士としての経験・知識に基づき、主に経営全般につき法令に係る専門性の観点から発言しています。
	佐 伯 剛	第164期における当社の取締役会12回・監査役会12回に全て出席しており、公認会計士としての経験・知識に基づき、主に経営全般につき監査・会計に係る専門性の観点から発言しています。
	松 原 洋 子	第164期における当社の取締役会12回中10回、監査役会12回中10回に出席しており、大学の経営者及び大学院の教授としての経験・知識に基づき、主に経営全般の健全性・合理性の観点から発言しています。

ii) 社外取締役が果たすことを期待される役割に対して行った職務の概要

区 分	氏 名	期待される役割に対して行った職務の概要
社外取締役	百合野 正 博	当社の取締役・監査役の選任、取締役の報酬に関する方針と報酬額の決定などに関する諮問・審議機関として、客観性・透明性を確保すべく取締役会の下に設置する「指名・報酬委員会」に、その委員として第164期に開催の3回に全て出席しました。また、当社は親会社である住友電気工業株式会社と少数株主の利益が相反する重要な取引・行為について審議する「親子取引審議委員会」を2021年11月26日に新設し、その委員長として第164期に開催の2回に全て出席しました。さらに、前記(5)①i)に記載のとおり、第164期での取締役会12回に全て出席し、企業の会計・監査に関する卓越した専門的な知識・経験・見識を活かして、主に経営全般につき監査・会計に係る専門性の観点から発言し、監督機能を含め適切に当社グループ経営に参画すると共に、一般株主保護のため確保している独立役員として、社外取締役に期待する役割を果たしました。
	平 林 幸 子	当社の取締役・監査役の選任、取締役の報酬に関する方針と報酬額の決定などに関する諮問・審議機関として、客観性・透明性を確保すべく取締役会の下に設置する「指名・報酬委員会」に、その委員として第164期に開催の3回に全て出席しました。また、当社は親会社である住友電気工業株式会社と少数株主の利益が相反する重要な取引・行為について審議する「親子取引審議委員会」を2021年11月26日に新設し、その委員として第164期に開催の2回に全て出席しました。さらに、前記(5)①i)に記載のとおり、第164期での取締役会12回に全て出席し、経営や財務・会計に関する幅広く豊富な知識・経験・見識を活かして、主に経営全般につき健全性・合理性の観点から発言し、監督機能を含め適切に当社グループ経営に参画すると共に、一般株主保護のため確保している独立役員として、社外取締役に期待する役割を果たしました。

② 社外取締役・社外監査役の重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	重要な兼職先・内容	当 該 兼 職 先 と の 関 係
社外取締役	百合野 正 博	同志社大学名誉教授 学校法人同志社監事	当社と同志社大学との取引として、当社は同志社大学に研究を委託する契約を締結していますが、その対価（年間取引額）は、当社の連結売上高、同志社大学の総収入（いずれも過去3事業年度の平均）のいずれに対しても1%未満であります。従って、当社の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」上の「社外役員の独立性判断基準」での金額基準を下回っており、同氏の独立性に問題はありません。
	平 林 幸 子	京都中央信用金庫 相談役 京都府公安委員会 委員 学校法人立命館理事・ 評議員	平林幸子氏が相談役を務める京都中央信用金庫は、当社の株式を200千株保有していますが、その全体における持株比率（当社名義の自己株式数を控除したうえ算出）は0.19%と僅少であり、同氏の独立性に問題はありません。また、その他の兼職先と当社との間に特別の利害関係はありません。
社外監査役	田 中 等	弁護士法人淀屋橋・ 山上合同 弁護士・ 代表社員 テイカ株式会社取締役 (社外取締役)	当社は田中等氏が弁護士・代表社員として所属する弁護士法人淀屋橋・山上合同との間で顧問契約並びにヘルプラインデスク(内部通報システム)の社外ライン窓口業務の委託契約を締結していますが、それらの対価（年間取引額）は、当社の連結売上高、同弁護士法人の総収入（いずれも過去3事業年度の平均）のいずれに対しても1%未満であります。従って、当社の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」上の「社外役員の独立性判断基準」での金額基準を下回っており、また、同氏は当社や当該窓口業務を担当する弁護士ではないことから、同氏の独立性に問題はありません。また、同氏が取締役（社外取締役）を務めるテイカ株式会社と当社との間に特別の利害関係はありません。
	佐 伯 剛	公認会計士	同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
	松 原 洋 子	学校法人立命館 理事・副総長 立命館大学副学長 立命館大学大学院先端 総合学術研究科教授	同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当社の会計監査人の第164期に係る報酬等の金額

① 第164期に係る会計監査人としての報酬等 74百万円

② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 89百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査に対する報酬等の金額と、金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の金額を、それぞれ明確に区分しておらず、実質的にも区別できないため、上記①の金額として、これらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は、会計監査人の報酬等に関して、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容とその職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などを検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行っています。
3. 前記の18頁～19頁内の「③重要な子会社の状況」に記載の当社の重要な子会社11社のうち、海外に所在する子会社7社は、当社の会計監査人「有限責任 あずさ監査法人」以外の公認会計士・監査法人（外国で本資格に相当する資格を有する者を含む）の計算関係書類やそれに相当する書類等の監査を受けています。但し、当該子会社7社の監査は、会社法（これに相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限定されています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では監査役会の決議に基づき、会社法第340条に基づく監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると判断される場合には会社法第344条により監査役会にて決議したうえ、会計監査人の解任又は不再任につき株主総会の目的事項とする方針であります。

以 上

- (注) 本事業報告に記載している数値に関し、金額（「1株当たり当期純利益」を除く）並びに株式数については表示桁未満の端数を切り捨て、その他（「1株当たり当期純利益」を含む）については表示桁未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しています。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	195,287	(負 債 の 部)	60,599
流 動 資 産	144,461	流 動 負 債	54,180
現金及び預金	59,053	支払手形及び買掛金	18,150
受取手形、売掛金及び契約資産	40,612	短期借入金	2,052
電子記録債権	3,423	未払法人税等	1,933
棚卸資産	37,382	契約負債	17,118
その他	4,244	その他	14,925
貸倒引当金	△255	固 定 負 債	6,418
固 定 資 産	50,825	退職給付に係る負債	5,882
有形固定資産	35,981	その他	536
建物及び構築物	14,466	(純資産の部)	134,687
機械装置及び運搬具	9,914	株 主 資 本	125,654
工具、器具及び備品	1,590	資 本 金	10,252
土地	5,874	資本剰余金	6,638
建設仮勘定	3,630	利益剰余金	109,065
その他	506	自己株式	△301
無形固定資産	844	その他の包括利益累計額	5,791
投資その他の資産	13,999	その他有価証券評価差額金	1,682
投資有価証券	4,228	繰延ヘッジ損益	38
退職給付に係る資産	4,649	為替換算調整勘定	5,222
繰延税金資産	4,022	退職給付に係る調整累計額	△1,152
その他	1,243	非支配株主持分	3,242
貸倒引当金	△144	負債・純資産合計	195,287
資 産 合 計	195,287		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		132,128
売上原価		89,796
売上総利益		42,332
販売費及び一般管理費		25,575
営業利益		16,756
営業外収益		
受取利息及び配当金	248	
その他の	166	415
営業外費用		
支払利息	89	
固定資産除却損	65	
解体撤去費用	118	
寄付金	77	
その他の	186	537
経常利益		16,634
特別利益		
事業整理損失引当金戻入額	22	
投資有価証券売却益	586	609
特別損失		
減損損失	268	
環境対策費	47	315
税金等調整前当期純利益		16,928
法人税、住民税及び事業税	4,535	
法人税等調整額	189	4,725
当期純利益		12,203
非支配株主に帰属する当期純利益		321
親会社株主に帰属する当期純利益		11,881

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年 4 月 1 日から)
(2022年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額	
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰余金	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有価証券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘッ ジ 損 益
当 期 首 残 高	10,252	6,638	100,817	△301	117,406	2,083	12
当 期 中 の 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当			△3,633		△3,633		
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			11,881		11,881		
自己株式の取得				△0	△0		
株主資本以外の項目の 当期中の変動額（純額）						△400	26
当期中の変動額合計	－	－	8,247	△0	8,247	△400	26
当 期 末 残 高	10,252	6,638	109,065	△301	125,654	1,682	38

	その他の包括利益累計額			非支配株主 持 分	純資産合計
	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	2,739	△1,172	3,663	2,791	123,861
当 期 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			－		△3,633
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			－		11,881
自己株式の取得			－		△0
株主資本以外の項目の 当期中の変動額（純額）	2,482	20	2,128	450	2,578
当期中の変動額合計	2,482	20	2,128	450	10,826
当 期 末 残 高	5,222	△1,152	5,791	3,242	134,687

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	145,659	(負 債 の 部)	55,598
流 動 資 産	101,349	流 動 負 債	52,010
現金及び預金	49,919	支払手形	374
受取手形、売掛金及び契約資産	24,031	買掛金	10,727
電子記録債権	2,748	未払法人税等	1,383
製品	5,459	預り金	22,014
仕掛品	11,844	契約負債	8,379
原材料及び貯蔵品	2,164	その他の	9,129
その他の	5,201	固 定 負 債	3,587
貸倒引当金	△19	退職給付引当金	3,386
固 定 資 産	44,310	その他の	201
有 形 固 定 資 産	22,369	(純 資 産 の 部)	90,061
建築物	8,019	株 主 資 本	88,363
構築物	478	資 本 金	10,252
機械及び装置	4,516	資 本 剰 余 金	6,679
車両運搬具	38	資本準備金	6,633
工具、器具及び備品	850	その他資本剰余金	45
土地	5,038	利 益 剰 余 金	71,732
建設仮勘定	3,414	利益準備金	2,075
その他の	12	その他利益剰余金	69,656
無 形 固 定 資 産	523	固定資産圧縮積立金	492
ソフトウェア	456	別途積立金	13,056
その他の	66	繰越利益剰余金	56,108
投資その他の資産	21,417	自 己 株 式	△301
投資有価証券	4,162	評価・換算差額等	1,698
関係会社株式・出資金	9,887	その他有価証券評価差額金	1,682
前払年金費用	4,630	繰延ヘッジ損益	15
繰延税金資産	1,824		
その他の	1,039		
貸倒引当金	△126		
資 産 合 計	145,659	負 債 ・ 純 資 産 合 計	145,659

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	75,395
売 上 原 価	54,013
売 上 総 利 益	21,382
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	13,127
営 業 利 益	8,255
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,514
そ の 他	591
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	26
設 備 賃 貸 費 用	150
解 体 撤 去 費 用	100
寄 付 金	74
そ の 他	90
経 常 利 益	11,919
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	586
特 別 損 失	
減 損 損 失	161
関 係 会 社 株 式 ・ 出 資 金 評 価 損	79
環 境 対 策 費	47
税 引 前 当 期 純 利 益	12,217
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,653
法 人 税 等 調 整 額	14
当 期 純 利 益	9,549

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金				
		資 準 備 金	本 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 準 備 金	益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
								固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	10,252	6,633		45	6,679	2,075		502	13,056	50,182
当 期 中 の 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当					—					△3,633
当 期 純 利 益					—					9,549
固定資産圧縮積立金の取崩					—			△10		10
自己株式の取得					—					—
株主資本以外の項目の 当期中の変動額（純額）										
当期中の変動額合計	—	—	—	—	—	—	—	△10	—	5,926
当 期 末 残 高	10,252	6,633		45	6,679	2,075		492	13,056	56,108

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△301	82,447	2,083	11	2,094	84,542
当 期 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△3,633			—	△3,633
当 期 純 利 益		9,549			—	9,549
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—	—
自己株式の取得	△0	△0			—	△0
株主資本以外の項目の 当期中の変動額（純額）			△400	4	△395	△395
当期中の変動額合計	△0	5,915	△400	4	△395	5,519
当 期 末 残 高	△301	88,363	1,682	15	1,698	90,061

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

日新電機株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 梅田 佳成
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 前田 俊之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日新電機株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日新電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

日新電機株式会社
取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 梅田 佳成
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 前田 俊之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日新電機株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第164期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第164期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告等に記載されている親会社等との取引について、当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

日新電機株式会社 監査役会

監査役（常勤）	植 野 正	㊞
監査役（常勤）	明 石 直 義	㊞
監査役（社外監査役）	田 中 等	㊞
監査役（社外監査役）	佐 伯 剛	㊞
監査役（社外監査役）	松 原 洋 子	㊞

以 上

memo

株主総会会場ご案内図

会場

日新電機(株) 日新アカデミー研修センター 大研修室

〔京都市バス「南広町」下車、徒歩約6分〕

京都市右京区梅津南広町8番8(本社の道路はさんで東側隣地)

●駐車スペースが十分にございませんので、自動車でのご来場は極力お控えください。



JR・近鉄
京都駅より

京都駅北側出口(烏丸口)バスターミナルより市バス28系統乗車
→ 南広町下車 (バス乗車時間約35分)

京都駅南側出口 京都駅八条口より市バス71, 特71系統乗車
→ 南広町下車 (バス乗車時間約40分、特71系統の場合は約50分)

京阪電鉄
祇園四条駅より

四条河原町より市バス3系統乗車 → 南広町下車 (バス乗車時間約30分)

阪急電鉄
西院駅より

西改札出口 西大路四条より市バス3, 28, 29, 67, 69, 71, 特71系統乗車
→ 南広町下車 (バス乗車時間約10分、特71系統の場合は約20分)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。